



議案第 八 号

三朝町地域民芸品等保存伝習施設の設置及び管理に関する

条例の設定について

次のとおり三朝町地域民芸品等保存伝習施設の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝町地域民芸品等保存伝習施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二の規定に基づき、三朝町地域民芸品等保存伝習施設の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 山村において伝承されてきた工芸技術及び文化的所産を保存伝習し、農林業資源の活用と町民の就業機会の増大を図るため、三朝町地域民芸品等保存伝習施設（以下「保存伝習施設」という。）を次のとおり設置する。

名 称	設 置 場 所
三朝町地域民芸品等保存伝習施設	三朝町大字三朝一九九番地の一

(利用の許可)

第三条 保存伝習施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第四条 保存伝習施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(入館料及び使用料の減免)

第五条 町長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、入館料及び使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第六条 町長は、保存伝習施設の管理について、その一部又は全部を団体に委託することができる。

2 保存伝習施設の管理を委託された団体は、条例及び規則の定めるところにより、誠実に管理しなければならない。

3 町長は、保存伝習施設の管理を委託した団体が前項の規定に違反し、当該団体に管理を委託することが適当でないと認めるときは、管理の委託を解除することができる。

(運営協議会)

第七条 保存伝習施設の公正かつ適切な運営を図るために三朝町地域民芸品等保存伝習施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員十人以内をもつて組織し、農林及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、町長が委嘱する。

3 委員の任期は三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、保存伝習施設の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第四条関係）

一 入館料

団体 （二十人以上 のものに限る。）		個人		区分	
		一般	小学校の児童及び中学校の生徒	一般	小学校の児童及び中学校の生徒
一般	一人一回につき一六〇円	一人一回につき四〇円	一人一回につき二〇〇円	一人一回につき五〇円	通常展示
			町長が定める額		特別展示

二 使用料

区分	金額
第一展示室	一日につき 六、〇〇〇円 半日につき 三、〇〇〇円
第二展示室	一日につき 四、〇〇〇円 半日につき 二、〇〇〇円
視聴覚室	一日につき 二、〇〇〇円 半日につき 一、〇〇〇円
創作室	原材料費

備考

／ この表中「一日」とは、午前九時から午後五時までをいい、「半日」とは、午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までをいう。

2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算する。